

## [ 九州地方知事会 作成 ]

○九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して（H22. 10. 18）

· · · 1

○広域行政機構法（仮称）の骨子（案）（H23. 2. 17） · · · 4

○「九州広域行政機構（仮称）」が移譲を受ける出先機関について  
(H23. 5. 26) · · · 6○「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」（H23. 2. 17）のポイント  
(H23. 7. 1) · · · 7○出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて  
(H23. 10. 7) · · · 8○「広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題」に対する  
九州地方知事会の考え方（H23. 10. 21） · · · 10

○「広域的実施体制の枠組み」について（H23. 12. 19） · · · 16

○地域主権戦略会議（第15回）における「広域的実施体制の枠組  
み（方向性）」の決定を受けて（H23. 12. 26） · · · 20

○国出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて（H24. 2. 9） · · · 21

## [ 国 作成 ]

○地域主権戦略大綱（H22. 6. 22）【抄】 · · · 25

○アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～  
(H22. 10. 28) · · · 31○国の出先機関移譲に関する特例制度の骨子（素案）＜未定稿＞  
(H23. 7. 1) · · · 34

○新しい広域的実施体制の制度設計について（H23. 7. 1） · · · 37

○広域的実施体制の枠組み（方向性）（案）（H23. 12. 19） · · · 38  
※第4回 アクション・プラン推進委員会○広域的実施体制の枠組み（方向性）（H23. 12. 26） · · · 43  
※第15回 地域主権戦略会議

## 九州広域行政機構（仮称）の設立を目指して

現在の我が国の閉塞状況を打ち破るためには、地域活力の創造が不可欠である。政府は「地域主権」の確立を謳いながら、その実現に向けた取組は遅々として進んでいない。

「国の出先機関の原則廃止」についても、関係省庁は相変わらず消極的な姿勢を崩さず、改革が進む様子は一向に見られない。

九州地方知事会では、この状況を打破するため、国の出先機関（現在、国で改革が検討されている8府省15系統）の事務・権限・人員・財源等について、「丸ごと」(\*)受け入れる決意であり、これを自らの手で運営すべく、「九州広域行政機構（仮称）」（以下「機構」という。）の設立を目指すことで合意した。

機構設立により、現在国の出先機関が処理している事務について、より迅速に、地域ニーズに合った形で行うことが可能となる。また、知事等が県行政との関連の中で総合的な判断を行い、行政事務を遂行していくことにより、政策の連携・相乗効果の発揮も期待できる。

さらに、「省庁縦割りの出先機関」を機構に統合することで、住民が監視しやすくするとともに、税金の効率的で無駄のない使い方にもつながるものと考えている。

機構の組織等は、現行の広域連合とは異なるものを想定することから、九州地方知事会としても引き続き検討を深め、政府に対して新たな立法を求めていく。

今後、解決すべき課題は様々出てくることと思うが、九州地方知事会としては、九州地域の活性化と地域住民の福祉の向上を第一に、「地域主権」確立に向けた突破口を開く覚悟で、この課題に一丸となって取り組んでいく所存である。

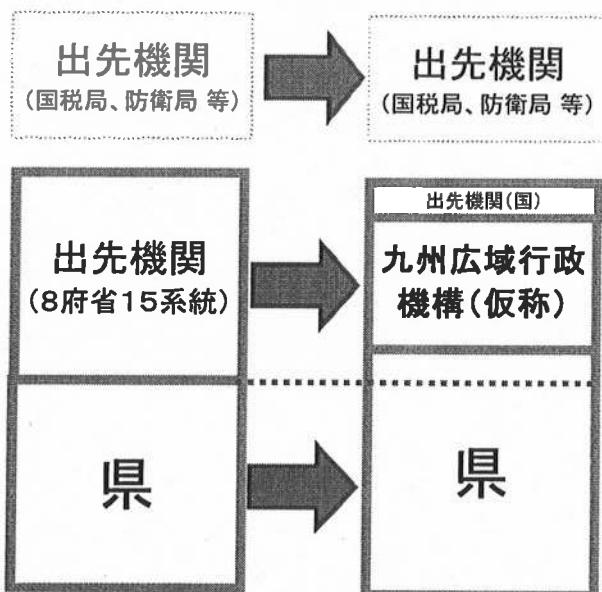
平成22年10月18日

九 州 地 方 知 事 会

\*ハローワークなど各県で受け入れる方が効率的なものについては各県で受け入れる。

\*電波の周波数の割当等、国に残すべきと整理するものもあり得る。

## [受け入れる事務のイメージ]

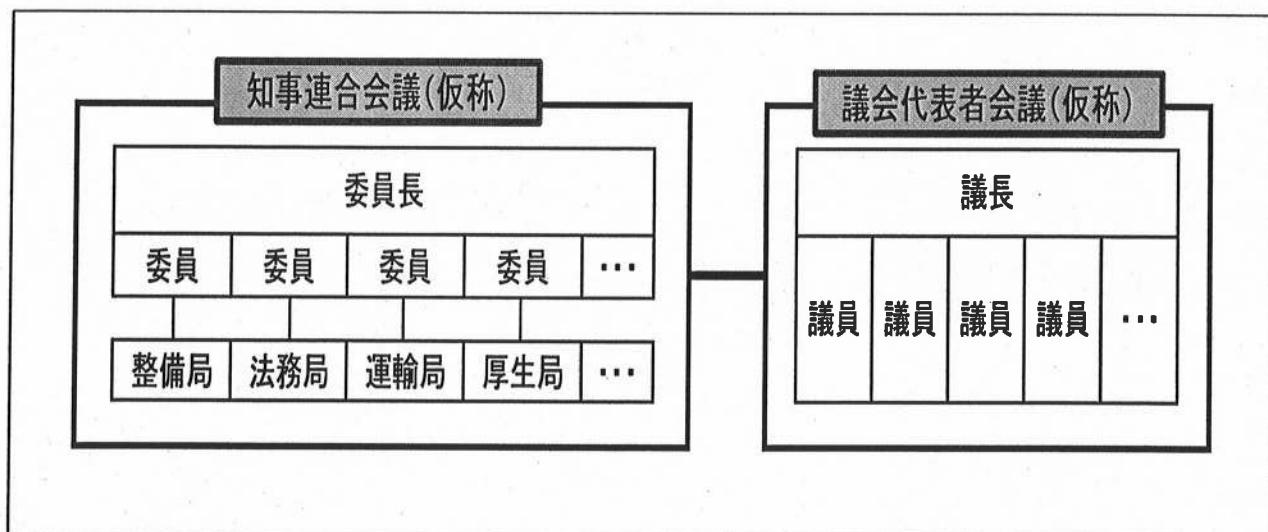


○国の出先機関(現在、国で改革が検討されている8府省15系統)の事務・権限・人員・財源等を、地方(広域機構+県)で「丸ごと」受け入れ

\*ハローワークなど各県で受け入れる方が効率的なものについては各県で受け入れる。

\*電波の周波数の割当等、国に残すべきと整理するものもあり得る。

## [九州広域行政機構(仮称)のイメージ]



### 1 「知事連合会議(仮称)」(執行機関)

○委員長・委員には、九州各県の知事を充てる。

○委員長への権限集中を回避するために「合議制」の執行機関とする。

○各委員(知事)は各部門(現行の九州地方整備局 等)を分担管理する。

### 2 「議会代表者会議(仮称)」(議事機関)

○条例の制定、予算決定、決算認定等を行う。

### 3 その他

○機構設立についての民意醸成を前提に、国の立法措置として設置(「歯抜け」防止のため、区域、所掌事務等について法定)。

○現行の出先機関の予算規模と同等の財源を、国から受入れることを想定。

○住民自治の強化に向けた直接請求制度等の導入、透明性を確保するための監査制度の充実・強化といった方策も検討。

# ○九州の「国の出先機関」

国の出先機関	
8府省 15系統  ※仕分け対象	1 九州総合通信局 1-2 沖縄総合通信事務所 2 福岡法務局・地方法務局 3 都道府県労働局 4 九州地方整備局 5 九州運輸局 6 九州厚生局 7 九州農政局 8 九州森林管理局 9 九州経済産業局 10 九州漁業調整事務所 11 中央労働委員会 九州地方事務所 12 九州地方環境事務所 13 沖縄総合事務局 (14 地方航空局) ※東京、大阪のみ (15 北海道開発局)
上記以外  ※仕分け対象外	1 公正取引委員会 九州地方事務所 2 九州管区警察局 3 九州管区行政評価局 4 福岡矯正管区 5 九州地方更正保護委員会 6 福岡入国管理局 7 九州公安調査局 8 福岡財務支局 9 九州財務局 10 長崎税關 11 門司税關 12 福岡国税局 13 熊本国税局 14 福岡航空交通管制部 15 福岡管区気象台 16 長崎海洋気象台 17 海上保安庁第七管区 18 海上保安庁第十管区 19 九州防衛局 20 沖縄行政評価事務所 21 沖縄地区税關 22 沖縄国税事務所 23 那覇空港交通管制部 24 沖縄気象台 25 海上保安庁第十一管区 26 沖縄防衛局

## 広域行政機構法（仮称）の骨子（案）

### 1 目的

広域行政機構の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、広域行政機構が国の地方支分部局の権限の移譲を受けて行う事務及び事業の効率的かつ効果的な実施を図り、もって住民の福祉の向上並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

※国の出先機関が抱える弊害を解消するとともに、これからの中高齢社会における効率的かつ効果的な資源配分を行うため、地域の代表者（知事、議員）により構成される広域行政機構を設置し、地域ニーズへの迅速・的確な対応や住民ガバナンスの強化、二重行政の無駄を廃した事務執行を図る。これをより迅速かつ円滑に実現するため、広域行政機構においては、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」包括的に受入れる（出先機関の原則廃止）。

### 2 機構の設置及びその機能

○都道府県は、国の地方支分部局の権限の移譲を受けて当該事務を共同で処理するため、機構を設置することができる。

#### ※機構の法的性格・位置づけ

地方自治法上の特別地方公共団体の一類型（ただし、広域連合のような事務持ち寄り型の「組合」とは違うもの）として新たに位置づけることを想定。

○国は、法律で定める区域に係る地方支分部局ごとに、その地方支分部局の権限に属する事務の全部を、法令で定めるところにより、機構に移譲するものとする。

#### ※機構の管轄区域及び処理する事務については、法令で定める。

（機構設立→事務・権限移譲の申請→区域・所掌事務の法定 という流れを想定）

### 3 機構の組織

#### （1）知事連合会議（仮称）

機構の執行機関として、機構を組織する都道府県の知事による合議制の知事連合会議を置く。

※現在の国の出先機関の組織・人員を「丸ごと」機構の組織として取り込んだ上で、知事連合会議のメンバーである各県知事が各部門を分担して執行することを想定するが、その方法など詳細な執行体制のあり方については機構の条例等に委ねることとしてはどうか。

## (2) 議会代表者会議（仮称）

- ・機構の議事機関として議会代表者会議を置く。

※議会代表者会議の組織、定数、議員の選出方法等については、構成団体の議会の議決を経て定めることを想定。

## (3) 監査

機構が処理する事務の公正さと能率を確保するため、財務管理等に優れた識見を有する者による包括的な外部監査制度を導入する。

## 4 機構の権能

- 知事連合会議は、機構の事務を管理し及び執行する。
- 議会代表者会議は、条例の制定・改廃、予算、決算認定などを議決する。
- 機構は、議会代表者会議の議決を経て、内閣総理大臣に対し、地方支分部局の権限を機構に移譲するよう要請することができる。国は、その要請が実現するよう努めなければならないものとする。

※財源確保に関する協議などのための「国と機構の協議の場」の設置についても想定。

## 5 財政上の措置

- 国は、機構が事務を執行するのに要する経費の財源について、必要な措置を講じなければならない。
- 機構は、国の財源措置の算定に用いる必要な資料を内閣総理大臣に提出するものとする。
- 機構は、国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書を提出することができる。内閣総理大臣は、意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するものとする。

## 6 住民の関与

機構の構成団体の区域内に選挙権を有する者による直接請求制度及び住民による住民監査・住民訴訟制度を導入する。

## 7 その他

- 機構の職員の身分：地方公務員とすることを想定
- 機構と構成団体との関係：構成団体からの独立性の高いものとする必要

## 「九州広域行政機構（仮称）」が移譲を受ける出先機関について

- 九州地方知事会は、国で改革が検討されている国の出先機関（8府省13系統）の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れる「九州広域行政機構（仮称）」の設立に向け、取り組んでいます。
- 国は、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲するため、平成24年通常国会に法案を提出し、平成26年度中に事務・権限の移譲を行うことを目指す方針（アクション・プラン）を閣議決定（平成22年12月28日）しました。
- 九州地方知事会としては、アクション・プランに沿った国の出先機関の移譲を確実に実現するため、まず、九州経済産業局（経済産業省）、九州地方整備局（国土交通省）、九州地方環境事務所（環境省）について先行して国と協議を進めることとしました。

平成23年5月26日  
九州地方知事会

## 「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」（H23.2.17）のポイント

H23.7.1 九州地方知事会

### 1 国のブロック単位の出先機関を「丸ごと」移譲する。

- 「丸ごと」移譲することで、現在の出先機関の事務、権限、組織、財源をそのまま活用。
- これにより、各出先機関の組織（有機体）としての機能を損なわず、住民ニーズに迅速かつ効果的に対応。
- これまでの出先機関改革は、事務・権限の仕分け作業に時間を費やしてきたことで停滞。

### 2 ブロック単位の出先機関の移譲を受けるための新たな組織（広域行政機構（仮称））を設置する制度を創設する。

- 現在、有機的な組織として機能している出先機関の事務・権限・組織・財源の「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな地方公共団体の制度が必要。
- 国との関係については、大規模災害時に国と地方が連携して迅速に対応するための仕組みを確保するなど、住民サービスの水準を確保することを前提として、検討することが必要。

### 3 広域行政機構（仮称）には、地域住民の意思を反映するための仕組み（ガバナンス）を確保する。

- 普通地方公共団体と同等のガバナンスの仕組みを確保する。
  - ・二元代表制の仕組み  
議会代表者会議（議事機関）、知事連合会議（合議制の執行機関）
  - ・包括的な外部監査制度
  - ・直接請求制度、住民監査・住民訴訟制度

### 4 国による財源措置は、具体的な手続きを法律で規定する。

- 他の地域の出先機関と比べて財政上の不利が生じないよう法律で担保。
- 国の財源措置の算定に用いる必要な資料の内閣総理大臣への提出、国の財源措置に不服がある場合の内閣総理大臣への意見書の提出等について法律で規定。

## 出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて

H 2 3 . 1 0 . 7

九州地方知事会長

廣瀬勝貞

「国の出先機関の原則廃止」は政府の決定事項であり、地方もこれを信頼して具体的な検討を進めてきた。

- 民主党政権は、地域主権改革を一丁目一番地に掲げ、昨年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定した。その中で「住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとする」という地域主権の理念とあわせて、「国の出先機関の原則廃止」が明記された。
- 「国の出先機関の原則廃止」という政府の方針を受け、地理的一体性を有し、従来から都道府県間の「政策連合」の取組により連携を深めていた九州地方知事会では、都道府県の区域を超える広域的実施体制の検討を行った。その結果、昨年10月に、ブロック単位の出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるための組織として、「九州広域行政機構（仮称）」の設立を目指すこととした。
- 昨年12月には、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定され、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組みづくりのため、所要の法整備を行う」とこと、あわせて、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けようとする具体的な意思を有する地域との間で、十分な協議、調整を行う」ことが明記された。
- このように、「アクション・プラン」は、九州地方知事会や関西広域連合の動きを念頭に置いた上で、閣議決定されたものである。
- その後、これまでのアクション・プラン推進委員会の場において、「九州広域行政機構（仮称）」の考え方を説明してきた。

「広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題」は、既に「広域行政機構法（仮称）の骨子（案）」において示されている。

- 九州地方知事会では、地方に受け皿がないことを理由に国が出先機関からの権限移譲を拒む従来の状況を打破し、九州地域の活性化と住民福祉の向上を第一に、分権型社会確立に向けた突破口を開く覚悟を持って、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け取るという提案をしたものである。
- この提案は、従来のように事務の仕分けに徒に時間を費やすことのないよう、「丸ごと」移譲を基本とすることとしたものであり、この考え方は、「アクション・プラン」に採り入れられたものと考えている。
- また、出先機関の事務・権限・人員・財源等について「丸ごと」移譲を受けるためには、新たな制度が必要と考えられることから、「広域行政機構法（仮称）骨子（案）」を前々回のアクション・プラン推進委員会に示し、そのポイント（別紙）を前回の推進委員会で説明している。
- この中で、ガバナンスの仕組みや財源措置のあり方など、広域的実施体制の基本的枠組みについての検討課題は示されている。また、国との関係については、住民サービスの水準を確保すること前提に、非常時などに国と地方が連携して迅速に対処する仕組みが必要であることを指摘した。検討を前進させるため、今後、速やかに、これらの課題についての政府の考え方を示すべきである。

「丸ごと」移譲に向け、政治のリーダーシップを。

- 「アクション・プラン」では、平成24年の通常国会に法案を提出することとされ、また、前回の推進委員会で示されたスケジュールでは、9月中に広域的実施体制の「枠組みの決定」、「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」を行うこととされていた。
- 既に検討作業に遅れが生じている状況ではあるが、スケジュールどおりの法案提出と「丸ごと」移譲の実現に向け、あらためて政治のリーダーシップをお願いしたい。

## 「広域的実施体制の基本的枠組みに係る検討課題」に対する 九州地方知事会の考え方

### ○執行機関の在り方

直接公選の長を持たない広域連合が、出先機関の移譲を受けることをどう考えるか。

- ・緊急の対応をする場合に迅速な意思決定を行う仕組みとして、どのようなものが考えられるか。
- ・構成団体間の調整を適切に行う方策としてはどのようなものがあるか。
- ・適切に内部管理を行うためにはどのような事務執行体制が必要となるか。

○直接公選の長を持たない地方公共団体が国の権限移譲を受けることは、現行の広域連合制度でも認められており、特に問題はないと考えている。

○九州広域行政機構（仮称）では、執行機関として、直接公選された九州7県知事からなる「合議制」の「知事連合会議（仮称）」を設置することを考えている。これにより、広域連合のような長への権限集中が回避されるとともに、公選職ではない一般職の職員が長となっている現状と比べてガバナンスが強化される。

○また、各県知事が各部門（現行の九州経済産業局等）を分担執行する仕組みを導入することで、緊急な対応を要する場合にも、迅速な意思決定が行えるものと考えている。

○九州各県知事からなる合議制の知事連合会議（仮称）で執行機関としての意思を決定し、九州各県議会の代表者で構成する議会代表者会議（仮称）で団体意思の決定を行うことにより、構成団体間の調整が図られるものと考えている。

○定型的な事務については、各県における知事と補助機関との関係と同様に、各分担執行委員（知事）の管理監督の下、基本的に一般職の職員（現在の各出先機関の長に相当する職員）に委任することで、迅速な意思決定と適切な内部管理が確保されるものと考えている。

### ○議会の在り方

審議の充実を図るため、議会の組織や運営について、どのような取組方策が考えられるか。

○九州広域行政機構（仮称）においては、議事機関として、各県議会議員の中から選出される議員からなる、「議会代表者会議（仮称）」を設置することを考えている。

○議会代表者会議（仮称）が十分にその機能を発揮するための、議会の組織・運営のあり方については、まず、各県議会や九州各県議会議長会で議論を深めることとしているが、基本的には運用面で対応可能であるものと考えている。

### ○監査・透明性の確保

監査・透明性の確保の観点から、どのような仕組みが考えられるか。

・移譲された事務の実施状況の評価はどのように考えるのか。

#### 1 監査・透明性の確保

○九州広域行政機構（仮称）では、処理する事務の公正さと能率を確保するため、財務管理等に優れた識見を有する者による、包括的な外部監査制度の導入を考えている。また、区域内に選挙権を有する者による「直接請求制度」や「住民監査・住民訴訟制度」の導入を考えている。

○これらの仕組みにより、住民が直接チェックする制度のない現在の出先機関とは異なり、透明性の確保が図られるものである。

#### 2 政策（事務・事業）の評価

○九州広域行政機構（仮称）においては、当面は、各部門ごとに、これまでの運用実績を踏まえた政策評価を実施しつつ、必要な見直し（機構としての統一的な評価手法の導入 等）に取り組んでいくことが現実的ではないかと考えている。

### ○組織の安定性、永続性

現行の広域連合制度において、解散や脱退は任意にはできないが、それで十分といえるか。

- ・解散や脱退を制限することや、区域を法定することはできるか。
- ・仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限の取り扱いをどうするのか。
- ・仮に解散や脱退があった場合には、当該団体の区域の事務・権限に係る職員、財産、権利義務関係をどうするのか。

○現行の広域連合制度においても、解散・脱退をする際には、全構成団体の議決が必要であり、また、総務大臣の許可を要することとされている。さらに、総務大臣の許可にあたっては、関係行政機関の長との協議を経ることとされており、安易な解散・脱退はできないこととなっている。

○加えて、組織の安定性・永続性をより厳格にする方策の一つとして、九州広域行政機構（仮称）においては、構成団体の意思によって機構を設置するとともに、構成団体の区域を合わせた区域が機構の管轄区域となることを「法令で規定」し、法令改正しない限り、解散・脱退はできることとすることも考えられる。

### ○出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合の対応

広域連合の区域が出先機関の管轄区域を包摂していることが原則だが、概ね一致する場合でも、移譲を進めることができるか。

- ・仮に出先機関の管轄区域と広域連合の区域が一致しない場合には住民の利便性や行政の効率性が阻害される可能性があるが、その対策としてどのような措置を講じるのか。

○九州には、九州広域行政機構（仮称）に加入しないこととしている沖縄県と山口県の区域の一部を管轄区域としている出先機関があるものの、出先機関の管轄区域と九州広域行政機構（仮称）の管轄区域とは、ほぼ一致しているため、特に問題は生じないものと考えている。

### ○効果的・効率的な広域行政の推進

効果的・効率的な広域行政の推進のために、構成団体からの事務の持ち寄りを併せて進めることをどう考えるか。

○九州広域行政機構（仮称）は、国の出先機関の事務・権限・財源・人員等を、現行のまま包括的に「丸ごと」受け入れることに特化した組織として設置するものであり、現時点では、構成団体からの持ち寄り事務を処理することは想定していないが、本検討課題については、国が制度面での検討を進めるのではなく、運用面において、地方の自主性・主体性にまかせるべきと考えている。

### ○大規模災害時等の緊急時のオペレーション

東日本大震災や台風12号災害等における出先機関や広域連合の活動状況等を踏まえ、適切に機能しうるオペレーションの仕組みについてどのような視点から検討すべきか。

○九州広域行政機構（仮称）は、現在の国の出先機関の組織・機能を損なうことなく、人材・機材・知見・技術力等を「丸ごと」移譲してもらうための地方の受皿として設立しようとしているものである。

○よって、現在の「本省と出先機関」の関係が、「国（本省）と九州広域行政機構」の関係になっても、国が九州広域行政機構（仮称）に必要な指示等を行うことができるなどを制度上担保しておけば、大規模災害時等の緊急時における機動的な対応は、今までどおり可能と考える。

○これらの制度については、現行の災害対策基本法や消防組織法、原子力災害対策特別措置法等の規定を参考に、制度設計を行うべきと考える。

○また、非常時に円滑に対応するためには、国と広域的実施体制との間の、日常の意思疎通も重要と考えている。

### ○北海道、沖縄県の取扱い

一の道県で出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を受けられる取扱いとすることが適当ではないか。

○当該地域の都道府県の意向を尊重して検討を進めるべきである。

○特に、沖縄県については、九州広域行政機構（仮称）には参加せず、単独で移譲を受けようとしているものであり、これを実現すべきものと考えている。

### ○事務区分

事務区分の在り方についてどのように考えるか。

- ・自治事務と法定受託事務以外の類型がありうるか。
- ・現行の法定受託事務のメルクマールについてどう考えるか。

○事務の区分は、移譲された事務についての国の関与のあり方に関する問題であり、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」（H22.12.28閣議決定）とすることを前提に、住民サービスの充実の観点から、検討すべきものと考えている。

○また、法定受託事務のメルクマールは、機関委任事務制度を廃止し、従来の地方公共団体の事務を自治事務と法定受託事務とに区分した際に設定したものであり、今回、国の出先機関の事務の「丸ごと」移譲を行う場合に、必ずしも対応できるとは限らない。したがって、九州広域行政機構（仮称）の自主性・自立性を損なわないことを前提として個別検討の上、必要に応じた見直しを行うべきである。

### ○移譲事務に係る国の関与（指示、同意、許可等）の在り方

移譲事務に係る国の関与の在り方についてどのように考えるか。

- ・現行の国の関与のルールについてどう考えるか。

○「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とすることを前提に、住民サービスの充実の観点から検討を進めるべきであると考える。

### ○並行権限行使

並行権限行使の在り方についてどのように考えるか。

- ・並行権限を認める場合の判断基準をどのように考えるか。

○「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とすることを前提に、住民サービスの充実の観点から検討を進めるべきであると考える。

### ○移譲の例外となる事務・権限

「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とされているが、移譲の例外となる事務についてどのように考えるか。

○「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とすることが閣議決定されていることから、これを前提とすべきである。

○「移譲の例外となる事務」を多数認めれば、現在、有機的な組織として運営されている出先機関の組織・人員等が分断されることとなり、問題である。

### ○個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱い

個別作用法令に基づかない事務を移譲する場合には、どのような位置付けにするか。

○「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とするとの政府の方針は、このような個別法令に基づかない事務の移譲も、当然に含むものと理解している。

○法的位置づけについては、今後、政府において整理すべきものと考えているが、法的措置が困難であるという理由から、個別作用法令に基づかない事務の移譲を「移譲の例外となる事務」とすることは、当該事務を法令に基づく事務と一体的に処理することによる効率性が損なわれることになるため、適当でないと考えている。

### ○新たに必要となる事務の取扱い

新法制定や法改正によって新たに必要となる事務や、社会ニーズ等の変化を受けて作用法令によらず新たに対応が必要となる事務をどのように取り扱うか。

○「丸ごと」移譲が実現しても、その後の法令改正で、移譲の例外が増えていくのであれば問題である。

○そのようなことのないよう、移譲を受けた地方の側が、法令改正の立案段階でチェックできる仕組みが必要と考えている。

### ○人員の移管

人員の移管の在り方についてどのように考えるか。

- ・移譲される事務に係る職員の移管の方法、身分、処遇についてどう考えるか。
- ・事務・権限の執行に必要な人材の専門性の維持についてどう考えるか。

#### 1 移管の方法、身分

○職員の身分を保障する観点から、従来の出先機関の職員（国家公務員）が、移管の日において、九州広域行政機構（仮称）の職員（地方公務員）となることを、法令で規定すべきと考えている。

○ただし、移管後、事務運営の都合により、国（本省）との人事交流を行うことについては、妨げられるべきものではないと考えている。

#### 2 職員の処遇

○移管の前後において、職員の給与水準を大きく変えないことを基本とすることが適当と考えている。

#### 3 人材の専門性の維持

○国（本省や他ブロックの出先機関）との合同研修や人事交流などにより、専門性の確保・維持が重要であると考えている。

### ○財源

移譲される事務・権限の執行に必要な財源の確保についてどう考えるか。

○九州広域行政機構（仮称）は、国の出先機関の事務・権限について、「丸ごと」移譲を受けるものであることから、必要な財源については、その全額が国から措置されるべきものであり、当面は、交付金によるべきものと考えている。これを制度上担保するため、次に掲げる事項を、法令に規定すべきであると考えている。

・機構が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。

・国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出できることとする。

○なお、交付金の算定に当たっては、事業費と人件費を明確に区分し、それぞれの必要額が確実に措置されることが必要である。

## 「広域的実施体制の枠組み」について

平成23年12月19日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

「平成24年の通常国会への関連法案の提出」に向け、政府として  
「広域的実施体制の枠組み」を早急に決定すること。

- 「広域的実施体制の枠組み（方向性）」において示されている論点は、既に前々回（H23.7.1）、前回（H23.10.7）のアクション・プラン推進委員会で議論されてきたものであり、九州地方知事会としても各論点に係る考え方を示してきた。
- 特に、前回のアクション・プラン推進委員会では、政府部内における議論の停滞を指摘し、会議後（H23.10.20）に当知事会としての考え方を網羅的に整理し、川端 内閣府特命担当大臣（地域主権推進）あてに書面で提出したところである。
- そのような中で、今回、依然として両論併記の案が示されることについては、政府部内における検討の遅れを指摘せざるを得ない。
- 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（H22.12.28 閣議決定）が目標とする「平成24年通常国会への法案提出、平成26年度中の事務・権限の移譲」を実現するためには、広域的実施体制の枠組みについて、もはや方向性を「検討」している段階ではなく、政府としての考え方を「決定」する段階に至っている。
- 「国の出先機関の原則廃止」は政府の決定事項であることを再認識の上、政治のリーダーシップの下、政府一丸となって、取組を加速化していただきたい。

### 主な論点について

#### 1 「移譲対象となる事務・権限」について

- 九州広域行政機構（仮称）は、現在の各出先機関の組織（有機体）としての機能を損なわない形で受け入れができるよう、また、従来のように事務・権限の仕分け作業に時間を費やして改革が頓挫することのないよう、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織である。

- 「移譲の例外となる事務・権限」を広く認め、一部の事務・権限しか移譲されないようになれば、現在の出先機関の組織・人員等が分断され、国、九州広域行政機構（仮称）とともに、事務を効率的・効果的に遂行することが困難となる。
- 特に、東日本大震災で明らかになったとおり、緊急時においては、現在の出先機関が担っている役割を、国や他の地域の出先機関と一体となって果たしていくことが必要となるが、組織・人員等が分断された場合には、このことが難しくなる。
- よって、「アクション・プラン」に明記された「出先機関単位での全ての事務・権限を移譲することを基本とする」という方針を厳守する必要がある。

## 2 「執行機関の在り方」について

- 九州広域行政機構（仮称）においては、九州7県の知事からなる「合議制」の執行機関を設け、長への権限集中を回避するとともに、構成団体間の調整を適切に行うこととしている。
- 九州全体の利益にかなった公平・公正な判断をしていくために、九州を代表する各県知事が合議によって意思決定をしていくとするものである。各県の利害調整が必要な案件についても、各県知事が議論を尽くし、責任をもって判断していく覚悟がある。
- 一方、各県知事が各部門を独任的に管理する「分担執行委員」制度や、一般職員への「事務委任」といった仕組みを活用することにより、独任制の長を置かずとも迅速な意思決定は確保されるものと考えている。
- 従って、広域的実施体制の区域内から選出された知事が合議制の執行機関を設けることが適当である。
- ただし、[B案]による場合も、「緊急時等に代表理事に権限を集中させること」は、当該代表理事が知事を兼ねる県が被災した場合には円滑な対応が困難になることも想定される。緊急時等における国からの指示の相手方も合議制の執行機関とした上で、「代表理事」等の特定の者に権限を集中させることによるオペレーションの確保など具体的な対応は、運用によるべきである。

- なお、九州地方知事会では、大規模広域的災害に迅速かつ機動的に対応していくために「九州・山口9県被災地支援対策本部」を常設し、本部長（知事会長）が支援地域の割当て等を行うこととしているが、本部長が知事を兼ねる県が被災した場合に備え、その職務を代理する知事を定めているところである。
- また、広域的実施体制の内部組織は、基本的に条例等により自主的に定めるべきものであり、国が法令で規定する事項は最小限に止めるべきである。

### 3 「効果的・効率的な広域行政の推進」について

- そもそも、九州地方知事会としては、「各県の持ち寄り事務」の実施を想定せず、国の出先機関の受皿としての役割に特化した組織としての九州広域行政機構（仮称）の設置を検討してきた。
- 九州地方知事会では、広域連合制度を基本とした制度設計を否定するものではなく、既に各県連携を図っているドクターヘリの運航や広域観光などの事務を持ち寄って広域連合を設置することも可能である。
- しかし、事務の持ち寄りを移管の条件とするような制度設計は受け入れられない。「持ち寄り事務」の取扱いについては、地方の自主性・主体性にまかせるべきであり、「持ち寄り事務」の実施を移管の条件とするような制度設計は、地域主権の理念に反するものである。
- 特に、地方の意向を無視して、[A案] のように広域的実施体制に移譲される出先機関の事務に関連する県の事務の全てを広域的実施体制に一元化するといった考え方は、受け入れられない。
- どのような県の事務を九州広域行政機構（仮称）への持ち寄り事務とすることが効果的・効率的なのかは、実際に出先機関の事務を九州広域行政機構（仮称）で実施した上で検討すべきものである。九州広域行政機構（仮称）設置後に、地域の声もお聴きしながら、住民サービスの充実の視点に立って検討していきたいと考えている。
- また、指定都市の加入についても、地域の自主性・主体性にまかせるべきであり、国が一方的に義務付けることは受け入れられない。

#### 4 「大規模災害時等の緊急時のオペレーション」について

- これまでのアクション・プラン推進委員会における議論において、現在の出先機関が国の機関でなくなると、大規模災害等の緊急時に国民の生命・財産を守れなくなってしまうという懸念が示されたが、「丸ごと」移譲が実現すれば、出先機関の専門性・機動力等がそのまま九州広域行政機構（仮称）に移ることになるため、九州広域行政機構（仮称）として現在の出先機関が担っている役割を果たすことができるようになるものと考えている。
- その際、[B案] のとおり、災害対策基本法や個別作用法における国から地方公共団体への指示の仕組みを基本として、国が九州広域行政機構（仮称）に対して必要な指示等を行うことができるように制度上担保しておけば、全国の出先機関の人員・資機材の動員といった対応は十分に可能と考える。
- 緊急時対応の円滑化のためには、平時からの国との意思疎通や国による現地状況の把握が重要であるが、人事交流や連絡調整・情報交換のための会議の開催、共同の防災訓練など、運用面で対応可能と考える。

#### 5 「財源」について

- 「改革の理念に沿った」とあるが、今般の出先機関改革により広域的実施体制に出先機関の事務が移譲された場合においても、他の地域においては引き続き国の事務として実施されるものであることを前提とすれば、国がその財源を保障することが必要である。
- 「丸ごと」移譲であることから、「12 新たに必要となる事務の取扱い」に係る経費や「13 人員の移管」に係る退職手当も含め、必要な財源については、事業費と人件費を明確に区分した上で、その全額が国から措置されるべきであり、それに必要となる以下の手続きを法令で規定するなど、その法的担保が必要である。
  - ・九州広域行政機構（仮称）が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。
  - ・国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出できることとする。
- 「財源保障」は出先機関の移譲を受ける前提であることから、早期に、かつ、具体的に、その方針を示していただきたい。

地域主権戦略会議（第15回）における  
「広域的実施体制の枠組み（方向性）」の決定を受けて

- 本日の地域主権戦略会議において、第4回 アクション・プラン推進委員会（H23.12.19）の時点で両論併記とされていた論点に関し、概ね九州地方知事会の考えに沿った形で「広域的実施体制の枠組み（方向性）」について了承が得られた。このことは、九州地方知事会の求める「丸ごと移譲」の実現に向け大きな前進であり、一定の評価ができるものと考えている。
- ただし、「執行機関の在り方」や「構成団体の事務・権限の持ち寄り」、「財源」などの論点は、抽象的な記述に止まっており、今後の検討に委ねられている。特に、どのような事務を持ち寄るかは、地域の自主性・主体性にまかせるべき問題である。引き続き、九州地方知事会の主張が実現するよう、国と協議を進めていきたい。
- あらためて、「平成24年の通常国会への関連法案提出」の実現に向け、政治のリーダーシップの下、政府一丸となって取組が加速化されることを期待する。

平成23年12月26日

九州地方知事会長  
大分県知事 広瀬 勝貞

## 国出先機関の「丸ごと」移譲の実現に向けて

平成24年2月9日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞

### 1 これまでの議論の進捗

- 民主党政権の下、平成22年6月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、その中で「国の出先機関の原則廃止」が明記された。
- この政府の方針を受け、九州地方知事会では、現在の各出先機関の組織について、その機能を損なわない形で受け入れができるよう、また、従来のように事務・権限の仕分けに時間を費やして改革が頓挫することのないよう、出先機関の事務・権限・人員・財源等を「丸ごと」受け入れるための組織として「九州広域行政機構（仮称）」を提案した。
- その後、政府は「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」(H22.12.28閣議決定)において、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本」とすることを決定し、また、「平成24年通常国会への法案提出、平成26年度中の事務・権限の移譲」を目標として掲げた。
- 昨年12月26日には、第15回 地域主権戦略会議において、経済産業局及び地方整備局、地方環境事務所を当面の移譲対象候補としつつ、概ね九州地方知事会の考えに沿った形で「広域的実施体制の枠組み（方向性）」が了承された。
- 政治のリーダーシップの下、「国の出先機関の原則廃止」の実現に向け、着実に前進していることについて、我々は大いに評価している。

### 2 「丸ごと」移譲の実現

- 「国の出先機関の原則廃止」の方向性が示された今、制度の詳細についての実務的な調整が求められている。
- しかし、現在、政府部内において「丸ごと」移譲に向けた調整が十分に進んでいるようには見受けられない。

- 今回の改革は、「全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき出先機関を移譲する」（「アクション・プラン」）こととされており、また、当面の移譲対象候補を3局に限定していることから、地域主権確立に向けての暫定的な措置であるといえる。
- そのような中で、国、地方とともに、その有する責任を全うすることができ、また、住民サービスを低下させることのない形で「丸ごと」移譲を実現していくためには、現行制度の枠組みに拘泥することなく、柔軟かつ新たな発想で「事務区分」や「国の関与」などについて検討していく必要があるのではないか（別紙参照）。
- 仮に、「移譲の例外となる事務・権限」を広く認め、一部の事務・権限等しか移譲されないようになれば、現在の出先機関の組織・人員等（機能）が分断され、国、地方とともに、事務を効率的・効果的に遂行することが困難になり、住民サービスの低下が懸念される。
- 地域主権戦略会議において大きな方向づけがされたのであるから、今後は、政府部内で十分に調整を行い、国、地方が一丸となって真に国民、住民のためになる出先機関改革を実現するべきである。

### **3 市町村等の不安・懸念の解消について**

#### **(1) 大規模災害時等の緊急時のオペレーション**

- 「国の出先機関の原則廃止」について、市町村や関係団体等からは、特に、大規模災害等の緊急時において住民サービスの低下等が生じるのではないかとの不安や懸念の声が上がっている。
- 九州地方知事会としては、前回のアクション・プラン推進委員会において基本的な考え方を示したところであるが、今後、政府部内で十分に調整を図り、早期に方針を明らかにするよう求める。

#### **[九州地方知事会の考え方]**

（第4回アクション・プラン推進委員会（H23.12.19）九州地方知事会長 提出資料より）

- ・「丸ごと」移譲が実現すれば、出先機関の専門性・機動力等がそのまま九州広域行政機構（仮称）に移ることになるため、現在の出先機関が担っている役割を果たすことは可能と考える。
- ・国からの「指示」等の仕組みを制度上担保しておけば、全国の出先機関の人員・資機材の動員といった対応は十分に可能と考える。
- ・平時からの国との意思疎通や国による現地状況の把握についても、人事交流や連絡調整等のための会議の開催、共同の防災訓練など、運用面で対応可能と考える。

## (2) 財源

- 社会資本整備が遅れている地域の市町村や住民等は、出先機関が地方に移譲されることで十分な財源が確保されなくなり、地域間格差がさらに拡大してしまうことなどを懸念している。
- 九州地方知事会としては、移譲に際しては、必要な財源について、事業費と人件費を明確に区分した上で、その全額が国から措置されるべきであり、その法的担保が必要であることを、従前より主張してきた。

### [九州地方知事会の考え方]

(第4回アクション・プラン推進委員会(H23.12.19) 九州地方知事会長 提出資料より)

- ・九州広域行政機構（仮称）が国に交付金を要求することとし、その相手方を内閣総理大臣とする。
- ・国の財源措置に不服がある場合には、内閣総理大臣に意見書等を提出できることとし、内閣総理大臣はこれに遅滞なく回答するものとする。

- 財源の確保は出先機関の移譲を受ける前提となるものであるが、「広域的実施体制の枠組み(方向性)」(H23.12.26 第15回地域主権戦略会議了承)においては「移譲される事務・権限の執行に要する財源について、改革の理念に沿った必要な措置を講ずる」と記載されているのみである。
- 早期に政府としての具体的な方針を明らかにするとともに、我々の主張を関連法案に規定するよう求める。

## 4 その他

- 「広域的実施体制の枠組み(方向性)」において「構成団体の事務・権限の持ち寄り」について述べられているが、「**持ち寄り事務**」の取扱いについては、地域の自主性・主体性にまかせるべきであり、「持ち寄り事務」の実施を移管の条件とするような制度設計は、地域主権の理念に反するものである。
- また、「**政令市**」の加入を促進することが記載されているが、これについても、地域の自主性・主体性の観点から、加入を義務づけるような取扱いとするべきではない。

